

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

### 香川県人事委員会規則第6号

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則（昭和26年香川県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="215 480 719 512"><u>営利企業への従事等の制限に関する規則</u></p> <p data-bbox="174 555 394 587">（この規則の目的）</p> <p data-bbox="129 595 1081 699">第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号、以下「法」という。）第38条の規定に基づき、<u>職員の営利企業への従事等の制限</u>に<u>関し</u>必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p data-bbox="174 746 338 778">（許可の基準）</p> <p data-bbox="129 786 1081 930">第3条 任命権者は、職員が法第38条第1項の規定に基づき、前条に定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は自ら報酬を得て事業<u>若しくは事務に従事することの許可の申出をしたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて許可を与えることができる。</u></p> <p data-bbox="159 938 353 970">（1）～（3） 略</p>	<p data-bbox="1200 480 1648 512"><u>営利企業等の従事制限に関する規則</u></p> <p data-bbox="1160 555 1379 587">（この規則の目的）</p> <p data-bbox="1115 595 2067 699">第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号、以下「法」という。）第38条の規定に基づき、<u>職員の営利企業等に従事する場合</u>における必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p data-bbox="1160 746 1323 778">（許可の基準）</p> <p data-bbox="1115 786 2067 930">第3条 任命権者は、職員が法第38条第1項の規定に基づき、前条に定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は自ら報酬を得て事業<u>又は事務に従事することの許可の申出をしたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて許可を与えることができる。</u></p> <p data-bbox="1144 938 1339 970">（1）～（3） 略</p>

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。